

社会福祉法人キャマラード 喀痰吸引等研修実施要領

(基本研修免除対象者用)

1 研修の名称

介護職員等による喀痰吸引等行為の研修(特定の者対象)

主に次のようなかたを対象とし、**実地研修のみ**を行います。

- ・基本研修を修了しているが、**実地研修が終わっていないため、認定特定行為従事者認定証を取得できていないかた**
- ・認定特定行為業務従事者認定証(特定の者対象)の既取得者で、**新たな対象者や新たな喀痰吸引等の行為が生じたかた**

2 実施する研修課程

社会福祉士及び介護福祉士法附則第13条に定める第3号研修 別表第三研修(特定の者対象)

3 受講者及び受講資格

次のすべてに該当するかたを対象とします。

- ・喀痰吸引等を日常的に必要とする障害者等の支援に従事する者であって、研修終了後、業として喀痰吸引等を行うことが見込まれるかた
- ・実地研修の実施にあたり、対象となる利用者(実地研修協力者)、指導者(看護師等)及び実施機関が決定しているかた
- ・研修課程のうち、下記のいずれかに該当し、基本研修の課程のすべてが履修免除となるかた
 - ① 認定特定行為業務従事者認定証を取得している者
 - ② 平成22年度に厚生労働省からの委託を受けて実施された「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための試行事業(特定の者対象)」の研修修了者
 - ③ 「平成23年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修事業(特定の者対象)の実施について」(平成23年11月11日障発1111第2号 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に基づく研修修了者

4 受講料

受講料は次のとおりです。

実地研修の対象となる利用者1名あたり7,000円

5 応募方法

次の書類を、社会福祉法人キャマラード(〒226-0022 横浜市緑区青砥町220-1)へ提出ください。

- ① 研修参加申込書
- ② 喀痰吸引等研修 実地研修 実施機関承諾書
- ③ 指導者 履歴書 及び 就任承諾書

応募者の中から、先着順に随時、受講者を決定します。

受講の可否及びその後の手続き等については、後日文書にてお知らせします。

6 指導者

実地研修の指導者は、研修協力者(対象となる利用者)に対するたんの吸引等を指導することのできる医師、看護師、保健師又は助産師のかたを選定してください。

ただし、指導者のうち、次の事業による研修を修了していないかたについては、社会福祉法人キャマロードの実施する 指導者講習(1～2時間程度)を受講していただきます。

「介護職員等によるたんの吸引等の実施のための指導者養成事業(特定の者対象)について」
(平成23年9月14日障発0914第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)に定める
指導者養成事業

指導者のかたには、実地研修委託料として、対象となる利用者一名あたり5,000円をお支払いします。

7 研修修了の認定方法

指導者は、喀痰吸引等研修実施要綱(H24.3.30 社援発0330第43号)に定める評価票に基づき、実地研修の結果を評価し、手順どおりに実施できると評価された受講者について、実地研修修了とします。

実地研修終了後、指導者は喀痰吸引等研修 実地研修 研修結果報告書を社会福祉法人キャマロードへ提出してください。報告内容を検討の上、適正と認められた場合に修了証を交付します。

お問い合わせ

社会福祉法人キャマロード
みどりの家

〒226-0022

横浜市緑区青砥町220-1

TEL 045-937-6071

担当:太田